お知らせ

国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付を開始しました

７月～令和９年６月分の受付を開始しました。対国民年金第１号被保険者で経済的に保険料の支払いが困難な方※免除は本人・配偶者・世帯主、納付猶予は本人（50歳未満）・配偶者の前年所得などに基づく審査あり。また、退職などで保険料の納付が困難な方は、特例免除を利用できる場合があります。

●**そのほかの制度…**①学生納付特例制度、②産前産後期間の免除制度

問国民年金グループ☎03 - 3981 - 1954、池袋年金事務所☎03 - 3988 - 6011（自動音声案内②→②）

介護保険料納入通知書（本算定）を65歳以上の方へ７月中旬に送付します

令和７年中の本人の所得や世帯の住民税課税状況をもとに、令和８年度の保険料の決定額をお知らせする通知です。

●**支払方法…**特別徴収（年金からの差し引き）か普通徴収（納付書か口座振替）。

問国民年金グループ☎03 - 3981 - 1954

後期高齢者医療保険料決定通知書（本算定）を７月中旬に送付します

令和７年中の所得をもとに計算された、令和８年度の保険料の決定額をお知らせする通知です。

●**支払方法…**特別徴収（年金からの差し引き）か普通徴収（納付書か口座振替）。納付書で支払う方には、令和８年７月分～令和９年３月分の納付書を同封します※これまで特別徴収の方でも普通徴収になる場合があります。

問後期高齢者医療グループ☎03 - 3981 - 1937

高齢者出張理美容サービス助成

外出できない高齢者のご自宅に、理美容店から出張し散髪します。利用したことがある方には、７月末までに新しい理美容券を12枚送付します。対65歳以上で要介護3以上の在宅の方 費介護保険料所得段階１～３の方は無料、４以上の方は１回1,400円

●**相談・申請…**高齢者総合相談センター

問高齢者事業グループ☎03 - 4566 - 2432

私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に補助金を交付します

対区内在住で子どもが私立幼稚園に通っていて（満３歳児も含む）保育料を納めている保護者

●**交付時期…**前期（４～８月）分/11月下旬頃※金額は令和７年度の区市町村民税所得割課税額などにより決定します。

詳細は申請書と同封の案内参照。

申指定日までに申請書（対象者には各幼稚園から配布）を各園へ持参。

問幼稚園・地域型保育グループ☎03 - 4566 - 2481

11月30日まで 歯周病検診・高齢者歯科健診

●**歯周病検診…**歯ぐきの状態やむし歯の有無などを検査。

対令和９年３月31日時点で20～75歳（５の倍数年齢）の区内在住の方

●**高齢者歯科健診…**口の乾き具合や機能、むし歯の有無などを検査。

対令和9年3月31日時点で76～100歳（偶数年齢）の区内在住の方

いずれも 場区内実施医療機関

※高齢者歯科健診は自宅での受診も可。費６月末送付の受診チケット参照。

問保健事業グループ☎03 - 3987 - 4660

豊島区歯科医師会口腔がん検診

日毎月３水曜日　午後２～４時（最終予約は午後３時45分） 場あぜりあ歯科診療所 対区内在住の方 定各20名 持健康保険の資格が確認できるもの（マイナ保険証など）

申電話で当診療所☎03 - 3987 - 2425か歯科相談窓口☎03 - 3987 - 2370（いずれも月～土曜日午前９時30分～午後４時30分）へ※先着順。

防災街区整備事業の公告

区域内において土地を有償譲渡する場合に都市計画法第57条による制限を受けます。

対東池袋四丁目35番地区防災街区整備事業区域内

問防災街区整備第１グループ☎03 - 4566 - 2648

東池袋四丁目35番地区 防災街区整備事業等に係る都市計画の決定・変更および告示

都市計画決定・変更および告示をしました。●**決定・変更する都市計画…**東池袋四丁目35番地区防災街区整備事業、特定防災街区整備地区、東池袋四・五丁目地区地区計画

問都市計画グループ☎03 - 4566 - 2632

「池袋駅西口地区および池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書の縦覧

●**縦覧期間…**７月29日まで　午前９時30分～午後４時30分　●**縦覧場所…**環境保全課、東京都環境局環境政策課・多摩環境事務所管理課

問東京都環境政策課☎03 - 5388 - 3406

原爆被爆者の方へ見舞金を給付します（申請がお済みでない方へ）

７月１日時点で区内在住の被爆者の方へ、８月下旬に見舞金（16,000円）を給付します。転入者など初めて受給する方は、申請してください。

●**必要書類…**被爆者健康手帳、本人名義の預金通帳か口座番号がわかるもの

申７月31日までに必要書類を障害福祉課給付グループへ持参。

問当グループ☎03 - 3981 - 1963

誕生記念樹をプレゼントします

新しい命の健やかな成長を願い、「いのちの森」の苗木を贈ります。

日10月24日㈯ 場区役所本庁舎５階507～510会議室 対区内在住で平成31年３月２日以降に生まれた子ども

申８月31日までに２次元コードで申込み※10月上旬頃に苗木配付引換券を送付。

問環境政策課事業グループ☎03 - 3981 - 2771

空間（大気）放射線量測定結果

月１回、南池袋公園で測定しています。結果はいずれも区の目標値（毎時0.23マイクロシーベルト）未満でした。

定点施設の測定結果

※単位…マイクロシーベルト/時間

測定日	測定結果	
	地上１m	地上５cm
4月17日	0.04	0.04
5月15日	0.04	0.04
6月16日	0.04	0.04

問公害対策グループ☎03 - 3981 - 2405

募集

TOSHIMA STREET FES 2026 クラウドファンディング

今年４回目を迎えるストリートカルチャーの当フェスへの寄付を募集。

●**期間…**９月15日まで

●**寄付額…**2,000円から

対個人※法人からの協賛は実行委員会で募集。

申２次元コードで寄付。

問シティプロモーション課☎03 - 4566 - 2513

男女平等推進センター運営委員

内区民の視点で意見・提案を行う。

対区内在住、在勤、在学の18歳以上で年４回程度の会議に出席できる方※面接選考あり。

●**任期…**10月１日～令和11年９月30日

●**謝礼…**会議出席１回につき3,000円

申８月12日（必着）までに申込書（当センターで配布。区ホームページからダウンロードも可）を窓口か郵送かEメールで「〒171 - 0021　西池袋２ - 37 - ４　男女平等推進センター、Eメール A0011400@city.toshima.lg.jp」へ。

問当センター☎03 - 5952 - 9501

緑のカーテンフォト

家庭や勤務先で育てた緑のカーテンの写真を募集。応募者全員に記念品あり。作品は区ホームページに掲載し、区の環境普及促進事業に活用。

対区内在住、在勤、在学の個人または団体 ●**応募点数…**１点まで

申８月１～23日に２次元コードで申込み。

問環境政策課事業グループ☎03 - 3981 - 2771

環境とリサイクル ポスター作品

対区内在住、在学の小・中学生

●**テーマ…**環境保全、環境美化、地球環境にやさしい生活

※詳細は２次元コード参照。

申８月21日～９月４日（必着）に区内の各学校へ作品を提出。区外通学者は作品（応募用紙を添付）を環境政策課事業グループへ持参か郵送。

問当グループ☎03 - 3981 - 2771

明るい選挙ポスターコンクール作品

対区内在住、在学の小学生～高校生

●**テーマ…**投票の大切さを呼びかける・選挙に行きたくなる作品

●**サイズ…**四ツ切り（542㎜×382㎜）、八ツ切り（382㎜×271㎜）の画用紙（縦横自由） ●**画材…**自由。紙や布も可。●**審査…**９月中旬。部門別に入選作品を選出し、都コンクールに推薦。●**その他…**参加賞あり。入賞者には賞状・記念品など贈呈（学校名、学年、氏名を公表予定）。入選作品は選挙啓発活動に使用。

●**入選作品展示…**日令和９年１月 場区役所本庁舎（予定）

申９月11日（必着）までに作品（裏面右下に学校名、学年、氏名〈ふりがな〉、住所、電話番号を記入）を選挙管理委員会事務局へ持参か郵送。

問当事務局☎03 - 4566 - 2821

第２回区議会定例会区長招集あいさつ

６月17日、高際区長が行なった、招集あいさつの抜粋・要約です。

１．はじめに

本年４月、区内在住の小学生の命が奪われる大変痛ましい事件が発生しました。ご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。逮捕された保護者が「生活が苦しくなり、子育てに疲れてしまった」と述べているとの報道を目にし、児童相談体制や子育て支援の充実に力を注いできた本区として、極めて重く受け止めています。５月には、「児童虐待死亡事例等検証部会」に再発防止策の提言について諮問いたしましたが、改善・強化すべきことについては、検証部会の提言を待つことなく、必要な措置を講じてまいります。

２．区民の生活環境を守る

２－１　民泊・一部屋旅館への対策

本年４月、連続して定期報告を怠った住宅宿泊事業者に対し、「住宅宿泊事業法」に基づく業務改善命令を発出しました。その後、改善が見られなかった事業者に対して、７月１日から１年間の業務停止命令を発出しました。

本区は、昨年12月の条例改正とともに、民泊の適正運営に係る指導を強化していますが、苦情は減少していません。区民の皆さまがお困りである騒音やごみの問題が改善されない限り、住宅宿泊事業者と地域との共存は困難と考えます。今後、指導を繰り返しても改善されない不適正事業者に対しては、条例に基づく勧告を行い、事業者名を公表するなど、指導監督の徹底を図ります。

また、平成30年の法令改正により、本区においても従業員が常駐していない「一部屋旅館」が増加しており、区民の皆さまからは、住環境悪化への不安の声が、数多く寄せられています。そうした中、区民の生活環境の確保を最優先に、従業員常駐の義務付けなどの条例改正を検討しています。次回定例会に、一部屋旅館が民泊の抜け道や不正の受け皿とならないための条例改正案を上程できるよう取り組みます。

２－２　不法投棄されるスーツケース対策

来街者の増加に伴い、スーツケースの不法投棄が地域における大きな課題となっています。特に、民泊を含めた宿泊施設の多い地域では、比較的多く見られることから、主な要因として、外国人旅行者による「買い替えに伴う不法投棄」が考えられます。

本区では、全庁を挙げて対策に取り組んでおり、宿泊事業者、スーツケースの販売店やリユース事業者など、民間企業との連携手法をはじめ、検討を進めています。まずは、不法投棄の禁止について呼びかける多言語版チラシや大型ビジョン用の映像を、外国人支援団体などのご意見もいただいて作成し、周知を強化します。あわせて、「旅行者自身にとって、不要となったスーツケースの処理」という課題に対応するため、リユースに取り組む事業者との協定締結に向けた調整を進めています。また、新たな不法投棄を生まないため、青色防犯灯付きパトロール車による、多言語アナウンスでの巡回、地域からの情報収集、警察や民間団体等との連携など、区全体での集中対策が必要と考えており、関係機関・団体に対し、協力を求めてまいります。さらに、関係条例の改正も視野に入れた検討など、重層的に、まちの環境美化を推し進めます。

２－３　ごみのポイ捨ておよび路上喫煙に関する対策の強化

池袋駅西口では、昨年９月にコンテナ型の公衆喫煙所を設置したことから、路上喫煙者に対する平日の指導件数は減少しています。しかし、休日の指導件数に大きな変化はなく、夜間や人目につかない路地などでは、路上喫煙や、たばこの吸い殻のポイ捨てなどが解消されない状況です。こうした背景を踏まえ、ごみのポイ捨ておよび路上喫煙を防止するため、今年度中の関係条例の改正を目指し、罰則のあり方や適用範囲、費用対効果など、区民の皆さまの理解が得られるよう、検討を進めます。

また、５月に商店街、地元企業、町会などが連携し「池袋駅西口環境美化推進協議会」が設立されました。これまでの治安対策を主とした環境浄化活動に、この協議会の美化活動が加わることで、区民も来街者も快適に過ごせる環境を構築していきます。

２－４　繁華街における対策（路上での客引き）

現在、繁華街では、路上に店名や料金を表示したプラカードを所持する女性従業員が多数立ち並び、まちの健全な環境や歩行者の往来などが妨げられています。

昨年、第三地区の区政連絡会で、「まちが不健全な状態である。警察に言っても、『立っているだけでは罰することはできない。』と対応してもらえない。」といった意見が寄せられたことから、本年２月、同地区で意見交換会を設けました。そのほか、多くの方から、「環境や治安の悪化につながるのではないか心配。」などの声が寄せられており、大きな問題と捉えています。現行の条例では、声掛けの状況がないと客待ちの取締りが難しいので、まず、防犯パトロールの強化や各種取締り、警備委託の見直しとともに、条例改正について検討を進めます。本年４月、長谷川清美危機管理監が着任しました。豊島消防署長時代からの地域との信頼関係をもとに、精力的な取組みを期待しています。

２－５　空き家調査

本年、管理が不十分な空き家の一部が老朽化により崩れかけているなどの事案が、複数発生しました。地域の住環境の悪化が懸念される状況を受け、先の臨時会で、補正予算の議決をいただき、危険度の高い空き家などの実態調査に着手しています。

調査結果が明らかになり次第、空き家所有者への指導・勧告などを実施し、「所有者不在の空き家」に対しては、解体などの適切な管理が必要な場合、区が家庭裁判所に相続財産清算人などの選任を申し立て、選任されることで空き家を処分することができる「財産管理制度」を活用して、危険な老朽空き家の解消に向けて取り組んでいきます。

３．夏休み中の子育て世帯、子どもへの支援

３－１　子育て世帯への食料支援

食料品などの物価高騰が続く中、夏休み中の食費負担を軽減するため、18歳までのお子さんがいる非課税世帯および児童育成手当を受給しているひとり親世帯等を対象に、「としま子ども若者応援基金」を活用した区独自の支援策として、「豊島区内共通商品券」6,000円分を配付するため補正予算案を上程します。商品券は、区内57の商店街、約570店舗で利用できますので、商店街の支援や活性化にもつなげていきます。

３－２　池袋保健所仮庁舎跡地の活用

子どもや若者の交流・体験・学びの拠点となる新たな「居場所」が、旧池袋保健所の建物を活用し、７月18日に誕生します。建物２階は、若い世代の関心が高いスケートボードやパルクール、ダンスなどのアーバンスポーツやｅスポーツの体験に加え、専門インストラクターによる本格的な指導も受けられます。１階は、相談や交流を通じて子どもたちの孤立を防ぎ、つながりを育む場所となります。YA（ヤングアダルト）向け図書を揃え、自習室や交流ができる「図書館サテライト施設」や、児童養護施設や里親のもとから自立した「ケアリーバー等のための居場所」を開設、子ども・若者総合相談「アシスとしま」の出張相談も行います。区民提案事業である「国籍や文化に関わらない、妊産婦や子育て世帯の居場所」も、ここに整備しますので、子どもたちが多文化に触れる機会にもなることを期待しています。４月には、小学生から高校生までを対象としたワークショップを実施し様々なアイデアをもらいました。本定例会には、個別指導も行うチューターの配置など、子どもたちの想いを盛り込んだ補正予算案を上程しています。

３－３　夏休み中の居場所

昨年度に引き続き、子どもレターで数多く寄せられた要望に応え、「静かな自習室」を、５つの区民ひろばと４つの地域文化創造館で開設します。さらに、先日リニューアルオープンした上池袋図書館では、区立図書館としては初となる「自習室」を設けました。一つ一つ仕切られたスペースが41席、パソコンを使用できる席を14席用意しました。

また、子どもたちへの区立スポーツ施設の無料・一般開放は、昨年度の利用者数が２万人を超えるなど、大好評をいただいており、今年度も実施します。

３－４　夏休み中の体験活動

区民ひろばでは、小学生対象の体験事業を数多く展開します。事業実施にあたっては、様々な事情を抱えるご家庭のお子さんが参加できるよう、民生・児童委員やスクールソーシャルワーカー、学習支援ボランティアなどの皆さまに、周知を協力いただくとともに、ひとり親世帯を対象とした通知にチラシを同封するなど、直接呼びかけています。

また、アーティストが、子どもスキップに出向き、日常空間をステージに生まれ変わらせる取組みを進めます。夏から冬にかけ、11の子どもスキップを巡回し、来年度末までには、全ての子どもスキップで事業を展開していきます。

子どもスキップでは、このほかにもスキップ独自の行事に加え、地域・企業と連携したダンス、科学実験、漫才教室などの「放課後子ども教室」を今年も開催します。

さらに今年度は、「としま文化応援団事業」が開始しました。としま未来文化財団が行う本事業では、23件の応募の中から12団体が選ばれ、多様な背景がある子ども・若者に対し、様々な文化芸術体験をお届けします。夏休み期間には、自らの表現を舞台上で行う事業など、多様な文化事業が展開される予定です。

このほかにも、「ぞうしがやこどもステーション」では、夏休み中、自由な時間の中でアートに触れ、創造することの楽しみに出会える事業の実施など、文化芸術に触れる機会の少ない子どもたちが、様々な体験をできるよう、区を挙げて応援していきます。

３－５　障害のある子どもの保護者への支援

共働き世帯の増加により、障害児を育てる家庭では、夏休みなどの長期休暇において、放課後等デイサービス事業所の預かり時間だけでは、保護者が就労調整を余儀なくされるなどの課題が生じています。長期の休みにおいて、開所時間の延長を行う障害児通所支援事業所に対し、補助ができるよう、本定例会に補正予算案を上程し、保護者が見守りや介助により離職せずに働き続けられるよう、支援を強化していきます。

４．予防接種（麻しん）

都内での麻しんの報告は過去10年間で最多となっています。麻しんは、感染力が強く、重症化しやすいウイルス感染症で、マスクや手洗いでは防ぐことが難しく予防接種が重要です。補正予算案には、特に注意が必要な乳幼児や妊婦への感染予防を徹底するため、麻しんの抗体検査とワクチン接種を全額助成する事業費を計上しています。

５．教育

５－１　学校改築

本年３月、児童・生徒を含めた学校現場やスポーツ協会、学区域の町会などで構成される「考える会」の皆さまからいただいた、新しい学校に対するたくさんの想いが込められた提言書をもとに整備計画を策定しました。本整備計画は、提言書に掲げられた「未来をひらく、みんなの拠点」を新しい施設のメインコンセプトに据え、校舎一体型小中連携校として、巣鴨小学校を含めた３校の連携をより一層推進していくことのほか、区内初となる「学校とスポーツ施設の複合施設」として、学校とスポーツ施設、地域との交流促進や、誰もが自分らしく過ごせる拠点とすることなど、子どもや地域の皆さまの想いを具現化した内容としています。具体的には、プールは、小・中学校で共用可能となるよう、可動床を備え、地域開放を見据え屋内温水プールとして整備します。また、防災面では、救援センターとなる学校と総合体育場を一体的に整備し、隣接する防災公園「イケ・サンパーク」との連携により、地域防災の一大拠点としていきます。

駒込地区の学校改築は、既存建物の解体が進み、年内に仮校舎整備工事に着手します。今後は、「考える会」から提言書をいただき、年度末に整備計画を策定します。

５－２　教育環境の充実

教育環境をより良いものとするため、ハードとソフトの両面から、着実に取組みを進めています。ハード面では、校内教育支援センターを、今年度、全ての小学校に設置し、不登校対策により一層、力を入れていきます。一部の学校では既に利用が始まっており、２学期までに、全小学校で利用できるよう整備していきます。

また、暑さ対策も着実に進めています。屋外プールの日除けシートは全校で設置が完了しています。教室についても、空調機器の定期メンテナンスや分解洗浄を行うとともに、一部の教室には遮熱性の高い窓フィルムやカーテンを設置するなど、きめ細かな対策を進めてきました。今年度はさらに、冷水器を全小学校に設置します。

ソフト面では、西巣鴨中学校と巣鴨北中学校の２校でネイティブスピーカーとのオンライン英会話を試行実施し、「使える英語力」の育成に取り組みます。

６．建築制限条例の改正と池袋駅東口Ａ・Ｃ・Ｄ地区計画

ハレザ池袋や南池袋公園、それらを繋ぐアニメイト通りを中心とした、「池袋駅東口Ａ・Ｃ・Ｄ地区」の地区計画の変更案は、これまで地元の皆さまと検討を進めており、街並みの統一を図りながら、まちの利便性や防災性を高めるものとなります。本定例会には、５月に開催した「豊島区都市計画審議会」で都市計画決定を受け、建物の壁面を後退することによる容積率や斜線制限の緩和が可能となるなどの地区計画の内容を盛り込んだ条例案を上程しています。本制度が活用されることで、まちの魅力を維持・向上させながら、機能更新を進め、ウォーカブルなまちが実現することを期待しています。

７．DX 推進に向けた取組み

６月より、LINE 上で生成 AI が24時間365日、自動で回答するチャットボット機能を実装しました。いつでも、確認したい区政情報を入手することが可能となります。

庁舎１階の総合案内では、AI アバターを使って来庁者を案内する実証実験を６月から開始しました。４か国語で案内するほか、より詳細な案内を知りたい場合には、専用のコールセンターにおつなぎします。

また、オンラインで対応可能な行政手続きは、全体で約450件にまで拡大しました。今後も、来庁不要な行政サービスの拡大に向け、DX の推進を図っていきます。

８．熱中症対策

先般の臨時会で議決いただきました「低所得者向けエアコン設置助成」の申請受付を６月より開始しています。熱中症対策をさらに強化するため、年齢要件を撤廃し、所得要件を住民税均等割のみ課税世帯や児童扶養手当受給世帯にまで拡充しました。買い替えや増設も新たに対象とし、東京都のゼロエミポイントとの併用も可能です。

５月からは、高齢者を熱中症から守り、支援や見守りが必要な方を各種サービスなどにつなげるため、75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、今年も民生・児童委員の皆さまや高齢者総合相談センターの職員が戸別訪問を開始しました。

また、高齢者と同様、熱中症リスクの高い障害者への対策として、今年度創設された東京都補助金を他自治体に先駆けて活用し、区内の通所・居住サービス施設に対して、熱中症予防に資する機器や設備の導入に係る経費を補助します。加えて、施設通所者などを対象に対策グッズを配布するなど、熱中症予防に取り組みます。

介護・障害事業所に対しては、国と東京都において、熱中症対策機器等の購入費補助事業を行っているので、これらの活用も含めて事業所に呼びかけていきます。

９．おわりに

今年も４月から熱中症対策本部を設置し、各部署で対策を進めていますが、大変残念なことに、６月に、区内で70歳代の男性が熱中症の疑いで亡くなる事案が発生しました。報道によれば、エアコンを使用していなかったとのことです。

命を守るには、常日頃から、ご自身の安全・安心を守る心構えと準備をしていただくことが欠かせません。区の「防災アプリ」の「お知らせ機能」により、熱中症や台風などの最新情報を確認いただくなど、区民の皆さまに能動的な行動を呼びかけていきます。

広報としまアンケート

より良い紙面作成のためアンケートにご協力ください。８月15日までに２次元コードから回答してください。

問広報グループ☎03 - 4566 - 2532